

民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次

一	都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）	1
二	土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）	2
三	都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）	8
四	都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百二十二号）	9
五	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	21
六	公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）	28
七	奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）	29
八	新都市基盤整備法施行令（昭和四十七年政令第四百三十一号）	31
九	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）	35
十	司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）	54
十一	土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）	55
十二	被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）	56
十三	環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）	57

改 正 案	現 行
<p>（都市再生事業に係る認可等に関する処理期間）</p> <p>第七条 法第四十二条の政令で定める期間は、次の各号に掲げる認可、認定又は承認の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項前段若しくは第三項前段、第三十九条第一項前段（事業計画の変更（土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第四条第一項に規定する軽微な変更を除く。）の認可に係る部分に限る。）、第五十一条の二第一項前段、第五十一条の十第一項前段（同令第四条第一項又は第二項に規定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。）、第七十一条の二第一項又は第七十一条の三第十四項（同令第四条第一項又は第三項に規定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。）の規定による認可 三月</p> <p>四 略</p>	<p>（法第四十二条の政令で定める期間）</p> <p>第七条 法第四十二条の政令で定める期間は、次の各号に掲げる認可、認定又は承認の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項前段若しくは第三項前段、第三十九条第一項前段（事業計画の変更（土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第四条第一項に規定する軽微な変更を除く。）の認可に係る部分に限る。）、第七十一条の二第一項又は第七十一条の三第十四項（同令第四条に規定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。）の規定による認可 三月</p> <p>四 略</p>

改正案	現行
<p>（規準、規約、定款及び施行規程の記載事項）</p> <p>第一条 土地区画整理法（以下「法」という。）<u>第五条第十号、第十五条第十二号及び第五十一条の三第八号</u>に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四略</p> <p>2 略</p> <p>（施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧についての公告）</p> <p>第一条の二 市町村長は、<u>法第九条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第二十一条第三項、第三十九条第四項、第五十一条の九第三項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第五十五条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第六十九条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。）</u>又は<u>第七十一条の三第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）</u>の規定による図書の送付を受けた場合においては、直ちに、その図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧場所及び縦覧時間を公告しなければならない。</p> <p>（定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更に關する特別議決事項）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 事業計画又は事業基本方針の変更のうち<u>法第三十四条第二項</u>に規定する政令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。</p>	<p>（規準、規約、定款及び施行規程の記載事項）</p> <p>第一条 土地区画整理法（以下「法」という。）<u>第五条第十号及び第十五条第十二号</u>に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四略</p> <p>2 略</p> <p>（施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧についての公告）</p> <p>第一条の二 市町村長は、<u>法第九条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第二十一条第三項、第三十九条第四項、第五十五条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第六十九条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。）</u>又は<u>第七十一条の三第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）</u>の規定による図書の送付を受けた場合においては、直ちに、その図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧場所及び縦覧時間を公告しなければならない。</p> <p>（定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更に關する特別議決事項）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 事業計画又は事業基本方針の変更のうち<u>法第三十四条第二項</u>に規定する政令で定める重要な事項は、次の各号（事業基本方針の変更にあ</p>

- 一 施行地区の変更
- 二 工区の新設、変更又は廃止

(事業計画又は規程若しくは施行規程の縦覧についての公告)

第三条 市町村長、都道府県知事又は国土交通大臣は、法第二十条第一項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)、第五十一条の八第一項(法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。)、第五十五条第一項(同条第十三項において準用する場合を含む。)、第六十九条第一項(同条第十項において準用する場合を含む。)、又は第七十一条の三第四項(同条第十五項において準用する場合を含む。)(の規定により事業計画又は規程若しくは施行規程を公衆の縦覧に供しようとする場合においては、あらかじめ、縦覧開始の日、縦覧場所及び縦覧時間を公告しなければならない。)

(縦覧手続等を省略することができる事業計画又は規程若しくは施行規程の修正又は変更)

第四条 事業計画の修正又は変更のうち法第五十五条第六項、第六十九条第五項若しくは第七十一条の三第十項又は第三十九条第二項、第五十一条の十第二項、第五十五条第十三項、第六十九条第十項(事業計画を変更しようとする場合に係る部分に限る。)(若しくは第七十一条の三第十五項に規定する政令で定める軽微な修正又は変更は、次に掲げるものとする。

一 九 略

2 | 規程の変更のうち法第五十一条の十第二項に規定する政令で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 費用の分担に関する事項の変更

つては、第一号に限る。)(に掲げるものとする。

- 一 施行地区の変更
- 二 工区の新設、変更又は廃止

(事業計画又は施行規程の縦覧についての公告)

第三条 市町村長、都道府県知事又は国土交通大臣は、法第二十条第一項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)、第五十五条第一項(同条第十三項において準用する場合を含む。)、第六十九条第一項(同条第十項において準用する場合を含む。)(又は第七十一条の三第四項(同条第十五項において準用する場合を含む。)(の規定により事業計画又は施行規程を公衆の縦覧に供しようとする場合においては、あらかじめ、縦覧開始の日、縦覧場所及び縦覧時間を公告しなければならない。)

(縦覧手続等を省略することができる事業計画又は施行規程の修正又は変更)

第四条 事業計画の修正又は変更のうち法第五十五条第六項、第六十九条第五項若しくは第七十一条の三第十項又は第三十九条第二項、第五十五条第十三項、第六十九条第十項(事業計画を変更しようとする場合に係る部分に限る。)(若しくは第七十一条の三第十五項に規定する政令で定める軽微な修正又は変更は、次の各号に掲げるものとする。

一 九 略

二 法第八十五条第四項の規定による申告又は届出の受理の停止に関する事項の新設、変更又は廃止

三 地積の決定の方法に関する事項の変更

3 施行規程の修正又は変更のうち法第六十九条第五項若しくは第七十一条の第三十項又は第六十九条第十項若しくは第七十一条の第三十五項に規定する政令で定める軽微な修正又は変更は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 四 略

(公共の用に供する施設等)

第五十八条 法第九十五条第一項第一号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 四 略

五 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校及び同法第八十三条第一項に規定する各種学校

六 二十四 略

2 略

3 法第九十五条第一項第三号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 五 略

4 5 略

6 法第九十五条第一項第七号に規定する政令で定める特別の事情のある宅地は、次に掲げるものとする。

一 二 略

(受験資格)

2 施行規程の修正又は変更のうち法第六十九条第五項若しくは第七十一条の第三十項又は第六十九条第十項若しくは第七十一条の第三十五項に規定する政令で定める軽微な修正又は変更は、次の各号に掲げるもの以外のものとする。

一 四 略

(公共の用に供する施設等)

第五十八条 法第九十五条第一項第一号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 四 略

五 学校教育法第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校及び同法第八十三条第一項に規定する各種学校

六 二十四 略

2 略

3 法第九十五条第一項第三号に規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。

一 五 略

4 5 略

6 法第九十五条第一項第七号に規定する政令で定める特別の事情のある宅地は、次の各号に掲げるものとする。

一 二 略

(受験資格)

第六十二条の二 学科試験又は実地試験を受けることができる者は、次のとおりとする。

一 学校教育法による大学（短期大学を除き、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）を卒業した後土地区画整理事業に関し三年（在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者にあつては、一年）以上の実務経験を有する者

二 五 略

（地方公共団体の分担金）

第六十四条 法第十九条第一項の規定により都道府県が施行する土地区画整理事業について市町村に負担させる費用の額は、負担基本額の二分の一（法第三条第五項の規定により国土交通大臣の指示を受けて施行するものにあつては、負担基本額から法第十八条第三項の規定により国が負担する費用の額を控除した額の二分の一）を超えてはならず、法第十九条第一項の規定により国土交通大臣が施行する土地区画整理事業について都道府県及び市町村に負担させる費用の総額は、負担基本額の二分の一を超えてはならない。

2 略

（施行地区予定地の公告）

第六十八条 市町村長は、法第十九条第一項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は法第五十一条の七第一項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定による施行地区となるべき区域又は新たに施行地区となるべき区域の公告の申請があつた場合においては、当該区域に含まれる地域の名称（市町村の区域内の町又は字の区域の一部が含まれる場合においては、その一部の

第六十二条の二 学科試験又は実地試験を受けることができる者は、次のとおりとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除き、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）を卒業した後土地区画整理事業に関し三年（在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者にあつては、一年）以上の実務経験を有する者

二 五 略

（地方公共団体の分担金）

第六十四条 法第十九条第一項の規定により都道府県が施行する土地区画整理事業について市町村に負担させる費用の額は、負担基本額の二分の一（法第三条第四項の規定により国土交通大臣の指示を受けて施行するものにあつては、負担基本額から法第十八条第三項の規定により国が負担する費用の額を控除した額の二分の一）を超えてはならず、法第十九条第一項の規定により国土交通大臣が施行する土地区画整理事業について都道府県及び市町村に負担させる費用の総額は、負担基本額の二分の一を超えてはならない。

2 略

（組合の施行地区予定地の公告）

第六十八条 市町村長は、法第十九条第一項又は法第三十九条第二項において準用する法第十九条第一項の規定による組合の施行地区となるべき区域又は組合の新たに施行地区となるべき区域の公告の申請があつた場合においては、当該区域に含まれる地域の名称（市町村の区域内の町又は字の区域の一部が含まれる場合においては、その一部の区域内の土地の地番）を公告し、かつ、当該区域を表示する図面を当該

区域内の土地の地番）を公告し、かつ、当該区域を表示する図面を当該市町村の事務所においてその公告をした日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

（事務所備付簿書）

第七十三条 法第八十四条第一項に規定する政令で定める簿書は、次に掲げるものとする。

一・二 略

三 区画整理会社にあつては、株主名簿又は社員名簿、株主総会又は

社員総会の議事録、営業報告書、貸借対照表及び損益計算書

四 法第三条第一項から第三項までの規定により土地区画整理事業を施行する者以外の施行者にあつては、確定選挙人名簿及び土地区画整理審議会の意見（同意又は不同意の意見を含む。）を記載した書類

五 施行地区内の宅地について権利を有する者（個人施行者にあつては施行者に対抗することのできない権利を有する者を含まないものとし、その他の施行者にあつては所有権以外の登記のない権利で法第八十五条第一項の規定による申告（同条第二項の規定により同条第一項の規定による申告があつたものとみなされる申告を含む。）のないもの又は所有権以外の登記のない権利で同条第三項の規定による移転、変更又は消滅の届出のないものを有する者を含まないものとする。）の氏名（法人にあつては、その名称）及びその権利の内容を記載した簿書

（大都市等の特例）

第七十七条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、

市町村の事務所においてその公告をした日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

（事務所備付簿書）

第七十三条 法第八十四条第一項に規定する政令で定める簿書は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 略

三 法第三条第一項又は第二項の規定により土地区画整理事業を施行する者以外の施行者にあつては、確定選挙人名簿及び土地区画整理審議会の意見（同意又は不同意の意見を含む。）を記載した書類

四 施行地区内の宅地について権利を有する者（個人施行者にあつては施行者に対抗することのできない権利を有する者を含まないものとし、その他の施行者にあつては所有権以外の登記のない権利で法第八十五条第一項の規定による申告（同法同条第二項の規定により同法同条第一項の規定による申告があつたものとみなされる申告を含む。）のないもの又は所有権以外の登記のない権利で同法同条第三項の規定による移転、変更又は消滅の届出のないものを有する者を含まないものとする。）の氏名（法人にあつては、その名称）及びその権利の内容を記載した簿書

（大都市等の特例）

第七十七条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、

法第百三十六条の三の規定により、指定都市の市長が行う事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十四条の三十九に定めるところによる。

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）において、法第百三十六条の三の規定により、中核市の市長が行う事務については、地方自治法施行令第七百七十四条の四十九の十八に定めるところによる。

3 地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この項において「特例市」という。）において、法第百三十六条の三の規定により、特例市の市長が行う事務については、地方自治法施行令第七百七十四条の四十九の二十の二に定めるところによる。

（事務の区分）

第七十八条 略

2 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 第一条の二に規定する事務（個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）

二 第三条に規定する事務（法第二十条第一項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第五十一条の八第一項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。）

三 略

法第百三十六条の二の規定により、指定都市の市長が行う事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十四条の三十九に定めるところによる。

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）において、法第百三十六条の二の規定により、中核市の市長が行う事務については、地方自治法施行令第七百七十四条の四十九の十八に定めるところによる。

3 地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この項において「特例市」という。）において、法第百三十六条の二の規定により、特例市の市長が行う事務については、地方自治法施行令第七百七十四条の四十九の二十の二に定めるところによる。

（事務の区分）

第七十八条 略

2 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 第一条の二に規定する事務（個人施行者、組合、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）

二 第三条に規定する事務（法第二十条第一項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。）

三 略



改正案	現行
<p>（定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更に関する特別議決事項）</p> <p>第二十條 略</p> <p>2 事業計画又は事業基本方針の変更のうち法第三十三條の政令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 施行地区の変更</p> <p>二 工区の新設、変更又は廃止</p>	<p>（定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更に関する特別議決事項）</p> <p>第二十條 略</p> <p>2 事業計画又は事業基本方針の変更のうち法第三十三條の政令で定める重要な事項は、次に掲げるもの（<u>事業基本方針の変更にあつては、第一号に掲げるものに限る。</u>）とする。</p> <p>一 施行地区の変更</p> <p>二 工区の新設、変更又は廃止</p>

四 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第百二十二号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（その秩序ある発展を図るための土地の買取りが資金の貸付けの対象となる地方拠点都市地域の中心となる都市）</p> <p>第二条 法第一条第一項第一号の地方拠点都市地域の中心となる都市で政令で定めるものは、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、網走市、苫小牧市、千歳市、弘前市、八戸市、宮古市、大船渡市、水沢市、花巻市、北上市、釜石市、石巻市、古川市、能代市、横手市、大館市、湯沢市、大仙市、鹿角市、米沢市、鶴岡市、酒田市、福島市、会津若松市、水戸市、筑西市、結城市、足利市、栃木市、佐野市、小山市、大田原市、前橋市、高崎市、桐生市、太田市、館林市、本庄市、茂原市、東金市、長岡市、上越市、高岡市、魚津市、黒部市、七尾市、小松市、加賀市、羽咋市、越前市、鯖江市、甲府市、富士吉田市、上田市、飯田市、高山市、関市、美濃加茂市、浜松市、沼津市、富士市、豊橋市、豊田市、津市、松阪市、伊賀市、名張市、彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、福知山市、舞鶴市、姫路市、豊岡市、加古川市、橿原市、橋本市、田辺市、鳥取市、米子市、松江市、浜田市、出雲市、益田市、津山市、笠岡市、井原市、呉市、福山市、山口市、周南市、防府市、徳島市、高松市、丸亀市、坂出市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、高知市、南国市、四万十市、宿毛市、土佐清水市、北九州市、久留米市、直方市、行橋市、佐賀市、唐津市、佐世保市、諫早市、大村市、八代市、荒尾市、玉名市、宇土市、中津市、日田市、佐伯市、宇佐市、都城市、延岡市、日向市、薩摩川内市、鹿屋市、宜野湾市、名護市及び沖縄市とする。</p>	<p>（法第一条第一項第一号の政令で定める地方拠点都市地域の中心となる都市）</p> <p>第二条 法第一条第一項第一号の地方拠点都市地域の中心となる都市で政令で定めるものは、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、網走市、苫小牧市、千歳市、弘前市、八戸市、宮古市、大船渡市、水沢市、花巻市、北上市、釜石市、石巻市、古川市、能代市、横手市、大館市、湯沢市、大曲市、鹿角市、米沢市、鶴岡市、酒田市、福島市、会津若松市、水戸市、下館市、結城市、足利市、栃木市、佐野市、小山市、大田原市、前橋市、高崎市、桐生市、太田市、館林市、本庄市、茂原市、東金市、長岡市、上越市、高岡市、魚津市、黒部市、七尾市、小松市、加賀市、羽咋市、武生市、鯖江市、甲府市、富士吉田市、上田市、飯田市、高山市、関市、美濃加茂市、浜松市、沼津市、富士市、豊橋市、豊田市、津市、松阪市、伊賀市、名張市、彦根市、長浜市、近江八幡市、八日市市、福知山市、舞鶴市、姫路市、豊岡市、加古川市、橿原市、橋本市、田辺市、鳥取市、米子市、松江市、浜田市、出雲市、益田市、津山市、笠岡市、井原市、呉市、福山市、山口市、周南市、防府市、徳島市、高松市、丸亀市、坂出市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、高知市、南国市、中村市、宿毛市、土佐清水市、北九州市、久留米市、直方市、行橋市、佐賀市、唐津市、佐世保市、諫早市、大村市、八代市、荒尾市、玉名市、宇土市、中津市、日田市、佐伯市、宇佐市、都城市、延岡市、日向市、薩摩川内市、鹿屋市、宜野湾市、名護市及び沖縄市とする。</p>

(その区域内の土地の買取りが資金の貸付けの対象となる防災街区整備地区計画の区域)

#### 第四条 略

(その区域内の土地の買取りが資金の貸付けの対象となる高度利用地区等の区域)

第五条 法第一条第一項第二号の高度利用地区の区域その他の政令で定める区域は、次に掲げる区域で面積が三ヘクタール(第一号に掲げる土地区画整理促進区域の区域、同号に掲げる地区計画の区域(都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域以外の区域内の同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区を除く。)(又は第四号に掲げる区域で、現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実である)と見込まれることからその計画的な整備改善を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、二ヘクタール)以上のものとする。

#### 一・二 略

三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区(第二十五条において「同意基本計画に係る拠点地区」という。)の区域

#### 四 略

(都市の機能を維持し、及び増進するための土地の買取りが資金の貸付けの対象となる人口の集中の特に著しい大都市)

#### 第六条 略

(法第一条第一項第二号の政令で定める防災街区整備地区計画の区域)

#### 第三条の二 略

(法第一条第一項第二号の高度利用地区の区域その他の政令で定める区域)

第四条 法第一条第一項第二号の高度利用地区の区域その他の政令で定める区域は、次に掲げる区域で面積が三ヘクタール(第一号に掲げる土地区画整理促進区域の区域、同号に掲げる地区計画の区域(都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域以外の区域内の同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区を除く。)(又は第四号に掲げる区域で、現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実である)と見込まれることからその計画的な整備改善を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、二ヘクタール)以上のものとする。

#### 一・二 略

三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区(第十二条において「同意基本計画に係る拠点地区」という。)の区域

#### 四 略

(法第一条第一項第二号八の政令で定める大都市)

#### 第五条 略

(都市の機能を維持し、及び増進するための土地の買取りが資金の貸付けの対象となる現に地域社会の中心となっている都市)

第七条 略

(その区域内の土地の買取りが資金の貸付けの対象となる特定中心市街地の区域)

第八条 略

(都市の機能を維持し、及び増進するための土地の買取りが資金の貸付けの対象となる大規模な災害を受けた都市)

第九条 法第一条第一項第二号への政令で定める都市は、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市及び淡路市とする。

(資金の貸付けの対象となる防災街区整備推進機構)

第十条 略

(防災街区整備推進機構に対する資金の貸付けの対象となる土地)

第十一条 略

(資金の貸付けの対象となる市街地再開発事業の個人施行者)

第十二条 略

第十三条 略

(資金の貸付けの対象となる市街地再開発事業の施行者等が出資して

(法第一条第一項第二号水の政令で定める都市)

第五条の二 略

(法第一条第一項第二号水の政令で定める特定中心市街地の区域)

第五条の三 略

(法第一条第一項第二号への政令で定める都市)

第五条の四 法第一条第一項第二号への政令で定める都市は、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市並びに兵庫県津名郡津名町、淡路町及び北淡町とする。

(法第一条第二項第一号の政令で定める防災街区整備推進機構)

第五条の五 略

(法第一条第二項第一号の政令で定める土地)

第五条の六 略

(法第一条第三項第一号の政令で定める個人施行者)

第五条の七 略

第五条の八 略

(法第一条第三項第二号の政令で定める法人)

いる法人)

第十四条 法第一条第三項第二号の政令で定める法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 次に掲げる者のいずれかが、それぞれに定める割合を超えて資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であること。

イ 法第一条第三項第二号イに掲げる者(地方公共団体に限る。)

四分の一

ロ 法第一条第三項第二号イに掲げる者(地方公共団体以外の者に限る。八において同じ。)(又は同号ロ若しくは八に掲げる者)の二分の一

ハ ロに掲げる者(法第一条第三項第二号イに掲げる者)にあつては、個人施行者及び再開発会社に限る。(及び地方公共団体)の二分

二 略

第十五条 略

第五条の九 法第一条第三項第二号の政令で定める法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 当該市街地再開発事業の施行者又は施行者である市街地再開発組合の組合員が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一(施行者が地方公共団体である場合には、四分の一)を超えて出資している法人であること。ただし、当該市街地再開発事業の個人施行者又は施行者である市街地再開発組合の組合員が出資している法人にあつては、これらの者と地方公共団体が合わせて当該法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一を超えて出資していることをもつて足りる。

二 略

第五条の十 略

(資金の貸付けの対象となる住宅及び住宅地の円滑な供給に資する土地画整理事業の基準)

第六条 法第一条第四項第一号の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 施行地区の面積が二ヘクタール以上であること。  
二 都市計画において定められた街路又は道路法にいう道路(以下「街路等」という。)(で、幅員が六メートル(施行地区の面積が五ヘクタール以上の土地画整理事業にあつては、八メートル)以上のもの新設又は変更に関する事業を含むこと。

三 当該土地画整理事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場又は緑地の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の十五パーセント以上であること。

四 新たに造成される住宅市街地が施行地区の大部分を占め、又は一以上の住区（一ヘクタール当たり百人から三百人を基準として約一万人が居住することができる地区で、住宅市街地を構成する単位となるべきものをいう。以下同じ。）により構成される住宅市街地が新たに造成されること。

（資金の貸付けの対象となる住宅及び住宅地の円滑な供給に資する土地画整理事業に要する費用の範囲）

第七条 法第一条第四項第一号の政令で定める土地画整理事業に要する費用の範囲は、同号イに掲げる土地画整理事業にあつては土地画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第六十三条第一項各号（第八号を除く。以下この条において同じ。）に掲げる費用及び水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道その他の供給施設又は処理施設の新設又は変更の工事に要する費用の二分の一、法第一条第四項第一号ロからニまでに掲げる土地画整理事業にあつては同令第六十三条第一項各号に掲げる費用の二分の一とする。

（法第一条第四項第一号ロの政令で定める割合）

第八条 法第一条第四項第一号ロの政令で定める割合は、二十パーセントとする。

（法第一条第四項第一号ニの政令で定める市街化区域）

第九条 法第一条第四項第一号ニの政令で定める市街化区域は、都の区域（特別区の存する区域に限る。）、首都圏整備法（昭和三十一年法

律第八十三号)第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法(昭和三十一年法律第九号)第二条第一項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二号)第二条第一項に規定する中部圏内にある地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二号の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)(の区域及びその他の市でその区域の全部若しくは一部が首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地(以下単に「既成市街地」という。)(若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域(以下単に「既成都市区域」という。)(若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるもの)区域内の市街化区域とする。

(法第一条第四項第一号二の政令で定める面積)

第十条 法第一条第四項第一号二の政令で定める面積は、五千平方メートル(既成市街地、既成都市区域又は首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和四十一年政令第三百十八号)別表に掲げる区域において施行される土地区画整理事業にあつては、千平方メートル)とする。

(資金の貸付けの対象となる土地の所有権又は借地権の取得に必要な費用の範囲)

第十一条 法第一条第四項第一号の政令で定める費用の範囲は、施行地区内の土地の所有権又は借地権の取得に必要な費用の二分の一とする。

(資金の貸付けの対象となる重要な公共施設の新設等に関する事業を

(資金の貸付けの対象となる重要な公共施設の新設等に関する事業を

含む土地区画整理事業の基準)

第十六条 法第一条第四項第一号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる当該土地区画整理事業が施行される区域の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 既に市街地を形成している区域 次に掲げる基準

イ 施行地区(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第  
二条第四項に規定する施行地区をいう。以下同じ。)の面積が〇  
・四ヘクタール以上であること。

ロ 都市計画において定められた街路又は道路法による道路(以下  
「街路等」という。)で幅員が九メートル(特に防災に資する街  
路等又は特に市街地の計画的な整備改善の促進に資する街路等と  
してそれぞれ国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつて  
は、六メートル)以上のものの新設又は改良に関する事業を含む  
こと。

ハ 略

二 その他の区域 次に掲げる基準

イ 略

ロ 幅員が十二メートル以上の街路等の新設又は改良に関する事業  
を含むこと。

ハ 略

二 新たに造成される住宅市街地が施行地区の大部分を占め、又は  
一以上の住区(一ヘクタール当たり百人から三百人を基準として  
約一万人が居住することができる地区で、住宅市街地を構成する  
単位となるべきものをいう。以下同じ。)により構成される住宅  
市街地が新たに造成されること。

(資金の貸付けの対象となる重要な公共施設の新設等に関する事業を

含む土地区画整理事業の基準)

第十一条の二 法第一条第四項第三号の政令で定める基準は、次の各号  
に掲げる当該土地区画整理事業が施行される区域の区分に応じ、当該  
各号に定めるものとする。

一 既に市街地を形成している区域 次に掲げる基準

イ 施行地区の面積が〇・四ヘクタール以上であること。

ロ 街路等で幅員が九メートル(特に防災に資する街路等又は特に  
市街地の計画的な整備改善の促進に資する街路等としてそれぞれ  
国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、六メー  
トル)以上のものの新設又は変更に関する事業を含むこと。

ハ 略

二 その他の区域 次に掲げる基準

イ 略

ロ 幅員が十二メートル以上の街路等の新設又は変更に関する事業  
を含むこと。

ハ 略

二 新たに造成される住宅市街地が施行地区の大部分を占め、又は  
一以上の住区により構成される住宅市街地が新たに造成されるこ  
と。

(資金の貸付けの対象となる重要な公共施設の新設等に関する事業を



含む土地区画整理事業に要する費用の範囲)

第十七条 法第一条第四項第一号の政令で定める土地区画整理事業に要する費用の範囲は、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第六十三第一項各号(第八号を除く。)に掲げる費用(法第二条第五項の表三の項区分の欄に規定する場合にあつては、同欄の保留地の管理処分<sup>ニ</sup>に要する費用を含む。)の二分の一とする。

(資金の貸付けの対象となる合理的かつ健全な高度利用に資する土地区画整理事業の基準)

第十八条 法第一条第四項第二号の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 略
- 二 幅員が六メートル以上の街路等の新設又は改良に関する事業を含むこと。
- 三 略

(資金の貸付けの対象となる合理的かつ健全な高度利用に資する土地区画整理事業に要する費用の範囲)

第十九条 法第一条第四項第二号の政令で定める土地区画整理事業に要する費用の範囲は、土地区画整理法施行令第六十三条第一項各号(第八号を除く。)に掲げる費用(法第二条第五項の表三の項区分の欄に規定する場合にあつては、同欄の保留地の管理処分<sup>ニ</sup>に要する費用を含む。)及び水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道その他の供給施設又は処理施設の新設又は改良の工事に要する費用の二分の一とする。

含む土地区画整理事業に要する費用の範囲)

第十一条の三 法第一条第四項第三号の政令で定める土地区画整理事業に要する費用の範囲は、土地区画整理法施行令第六十三条第一項各号(第八号を除く。)に掲げる費用の二分の一とする。

(資金の貸付けの対象となる合理的かつ健全な高度利用に資する土地区画整理事業の基準)

第十一条の四 法第一条第四項第四号の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 略
- 二 幅員が六メートル以上の街路等の新設又は変更に関する事業を含むこと。
- 三 略

(資金の貸付けの対象となる合理的かつ健全な高度利用に資する土地区画整理事業に要する費用の範囲)

第十一条の五 法第一条第四項第四号の政令で定める土地区画整理事業に要する費用の範囲は、土地区画整理法施行令第六十三条第一項各号(第八号を除く。)に掲げる費用及び水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道その他の供給施設又は処理施設の新設又は変更の工事に要する費用の二分の一とする。

(資金の貸付けの対象となる施行地区の全部又は一部が景観計画区域に含まれる土地区画整理事業の基準)

第二十條 法第一條第四項第三号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる当該土地区画整理事業が施行される区域の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 既に市街地を形成している区域 次に掲げる基準

イ 略

ロ 街路等で幅員が六メートル(施行地区の面積が五ヘクタール以上の土地区画整理事業にあつては、八メートル)以上のもの新設又は改良に関する事業を含むこと。

ハ・ニ 略

二 その他の区域 次に掲げる基準

イ 略

ロ 幅員が八メートル以上の街路等の新設又は改良に関する事業を含むこと。

ハ・ホ 略

(資金の貸付けの対象となる施行地区の全部又は一部が景観計画区域に含まれる土地区画整理事業に要する費用の範囲)

第二十一條 法第一條第四項第三号の政令で定める土地区画整理事業に要する費用の範囲は、土地区画整理法施行令第六十三條第一項各号(第八号を除く。)に掲げる費用(法第二條第五項の表三の項区分の欄に規定する場合にあつては、同欄の保留地の管理処分に要する費用を含む。)の二分の一とする。

(資金の貸付けの対象となる土地区画整理事業の施行者等が出資して

(資金の貸付けの対象となる施行地区の全部又は一部が景観計画区域に含まれる土地区画整理事業の基準)

第十一條の六 法第一條第四項第五号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる当該土地区画整理事業が施行される区域の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 既に市街地を形成している区域 次に掲げる基準

イ 略

ロ 街路等で幅員が六メートル(施行地区の面積が五ヘクタール以上の土地区画整理事業にあつては、八メートル)以上のもの新設又は変更に関する事業を含むこと。

ハ・ニ 略

二 その他の区域 次に掲げる基準

イ 略

ロ 幅員が八メートル以上の街路等の新設又は変更に関する事業を含むこと。

ハ・ホ 略

(資金の貸付けの対象となる施行地区の全部又は一部が景観計画区域に含まれる土地区画整理事業に要する費用の範囲)

第十一條の七 法第一條第四項第五号の政令で定める土地区画整理事業に要する費用の範囲は、土地区画整理法施行令第六十三條第一項各号(第八号を除く。)に掲げる費用の二分の一とする。

(法第一條第四項第六号の政令で定める法人)

いる法人)

第二十二条 法第一条第四項第四号の政令で定める法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 次に掲げる者のいずれかが、それぞれに定める割合を超えて資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であること。

イ 法第一条第四項第四号イに掲げる者(地方公共団体に限る。)

四分の一

ロ 法第一条第四項第四号イに掲げる者(地方公共団体以外の者に限る。八において同じ。)

二分の一

ハ 八に掲げる者(法第一条第四項第四号イに掲げる者にあつては、個人施行者及び区画整理会社に限る。)

二分の一

二 略

(資金の貸付けの対象となる保留地の取得に必要な費用の範囲)

第二十三条 法第一条第四項第四号の政令で定める費用の範囲は、同号の取得に必要な費用の二分の一とする。

(資金の貸付けの対象となる地方公共団体が引き継いで施行することとなつた土地区画整理事業に要する費用の範囲)

第二十四条 法第一条第五項の政令で定める土地区画整理事業に要する費用の範囲は、土地区画整理法施行令第六十三条第一項各号(第八号を除く。)

( )に掲げる費用(法第一条第四項第二号の土地区画整理事業にあつては、当該費用及び水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道その他の供給施設又は処理施設の 신설又は改良の工事に要する費用

第十一条の八 法第一条第四項第六号の政令で定める法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 当該土地区画整理事業の施行者又は施行者である土地区画整理組合の組合員が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一(施行者が地方公共団体である場合には、四分の一)を超えて出資している法人であること。ただし、当該土地区画整理事業の個人施行者又は施行者である土地区画整理組合の組合員が出資している法人にあつては、これらの者と地方公共団体が合わせて当該法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一を超えて出資していることをもつて足りる。

二 略

(資金の貸付けの対象となる保留地の取得に必要な費用の範囲)

第十一条の九 法第一条第四項第六号の政令で定める費用の範囲は、同号の取得に必要な費用の二分の一とする。

）の四分の一とする。

（特にその買取りが促進されるよう配慮して貸付金の利率を定める地方拠点都市地域の中心となる都市の土地）

## 第二十五条 略

（加算金の徴収等）

第二十六条 法第二条第七項の規定により地方公共団体が法第一条第三項又は第四項の貸付金の貸付けを受けた者から徴収することができる加算金の額は、次条第一号イ又は八に掲げる理由により償還期限を繰り上げられた貸付金の貸付けをした日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還期限を繰り上げられた貸付金の額に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

2 法第二条第七項の規定により地方公共団体が国に納付すべき金額は、同項の規定により徴収した金額に、当該貸付金を貸し付けた日の属する会計年度における、法第一条第三項又は第四項の貸付金に係る国から当該地方公共団体への貸付金の額の当該地方公共団体からそれぞれ同条第三項又は第四項の貸付金の貸付けを受けた者への当該貸付金の額に対する割合を乗じて得た額とする。

3 略

（貸付けの条件の基準）

第二十七条 法第二条第八項の貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一 四 略

五 法第一条第三項第二号又は第四項第四号の貸付けを受ける者は、国又は地方公共団体が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条

（法第二条第一項の政令で定める土地）

## 第十二条 略

（加算金の徴収等）

第十三条 法第二条第六項の規定により地方公共団体が法第一条第三項又は第四項の貸付金の貸付けを受けた者から徴収することができる加算金の額は、次条第一号イ又は八に掲げる理由により償還期限を繰り上げられた貸付金の貸付けをした日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還期限を繰り上げられた貸付金の額に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

2 法第二条第六項の規定により地方公共団体が国に納付すべき金額は、同項の規定により徴収した金額に、当該貸付金を貸し付けた日の属する会計年度における、法第一条第三項又は第四項の貸付金に係る国から当該地方公共団体への貸付金の額の当該地方公共団体からそれぞれ同条第三項又は第四項の貸付金の貸付けを受けた者への当該貸付金の額に対する割合を乗じて得た額とする。

3 略

（貸付けの条件の基準）

第十四条 法第二条第七項の貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一 四 略

五 法第一条第三項第二号又は第四項第二号若しくは第六号の貸付けを受ける者は、国又は地方公共団体が、貸付けに係る債権の保全そ

件の適正な実施を図るため必要があると認めて、貸付けを受ける者の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、貸付けを受ける者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならぬものとする。

附則

1 略

2 平成二十四年三月三十一日までの間は、第三条第一号中「特に防災」とあるのは「都市の再生に資する道路として国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては二十メートル、特に防災」と、「十六メートル」とあるのは「十六メートル」と、第五条中「面積が三ヘクタール(第一号)」とあるのは「、第一号に掲げる都市再生特別地区の区域にあつては面積が二ヘクタール以上、その他の区域にあつては面積が三ヘクタール(同号)」とする。

3 6 略

の他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、貸付けを受ける者の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、貸付けを受ける者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならぬものとする。

附則

1 略

2 平成二十四年三月三十一日までの間は、第三条第一号中「特に防災」とあるのは「都市の再生に資する道路として国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては二十メートル、特に防災」と、「十六メートル」とあるのは「十六メートル」と、第四条中「面積が三ヘクタール(第一号)」とあるのは「、第一号に掲げる都市再生特別地区の区域にあつては面積が二ヘクタール以上、その他の区域にあつては面積が三ヘクタール(同号)」とする。

3 6 略

改正案	現行
<p>（土地区画整理事業に関する事務）</p> <p>第七百七十四条の三十九 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する土地区画整理事業に関する事務は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）及び土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第三条第四項若しくは第五項又は第三条の二若しくは第三条の三の規定により都道府県若しくは国土交通大臣又は独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係る事務並びに同法第四十一条第四項（同法第七十八条第四項及び第一百十条第七項において準用する場合を含む。）の規定による滞納処分の認可、同法第三条第四項の規定により指定都市が施行する土地区画整理事業に係る同法第五十二条、第五十五条第十二項、第八十六条及び第九十七条の規定による認可並びに同法第五十五条第四項（同法第十三項において準用する場合を含む。）の規定による修正の要求並びに同法第二百二十七条の二第一項の規定による審査請求の裁決で指定都市がした処分に係るものに関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。</p> <p>2 前項の場合においては、土地区画整理法第四条第一項後段、第十条第一項後段、第十一条第五項、第十三条第一項後段、第十四条第一項後段（同法第二項において準用する場合を含む。）及び第三項後段、</p>	<p>（土地区画整理事業に関する事務）</p> <p>第七百七十四条の三十九 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する土地区画整理事業に関する事務は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）及び土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第三条第三項若しくは第四項又は第三条の二若しくは第三条の三の規定により都道府県若しくは国土交通大臣又は独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係る事務並びに同法第四十一条第四項（同法第七十八条第四項及び第一百十条第七項において準用する場合を含む。）の規定による滞納処分の認可、同法第三条第三項の規定により指定都市が施行する土地区画整理事業に係る同法第五十二条、第五十五条第十二項、第八十六条及び第九十七条の規定による認可並びに同法第五十五条第四項（同法第十三項において準用する場合を含む。）の規定による修正の要求並びに同法第二百二十七条の二第一項の規定による審査請求の裁決で指定都市がした処分に係るものに関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。</p> <p>2 前項の場合においては、土地区画整理法第四条第一項後段、第十条第一項後段、第十一条第五項、第十三条第一項後段、第十四条第一項後段（同法第二項において準用する場合を含む。）及び第三項後段、</p>

第三十九条第一項後段、第四十五条第二項後段、第五十一条の第二項後段（同法第五十一条の十一第二項において準用する場合を含む。）  
）、第五十一条の十第一項後段、第五十一条の十三第一項後段、第五十五条第一項後段、第八十六条第二項並びに第九十七条第一項後段の規定は、これを適用しない。

3 第一項の場合においては、土地区画整理法第九条第三項、第二十一条第三項、第三十九条第四項及び第五十一条の九第三項中「国土交通大臣及び関係市町村長に」とあるのは「国土交通大臣に」と、同法第十一条第七項中「国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を經由して」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより」と、同法第二十条第一項中「施行地区となるべき区域（同項に規定する認可の申請にあつては、施行地区）を管轄する市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない」とあるのは「当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない」と、同法第二十九条第一項中「組合は、施行地区を管轄する市町村長を經由して」とあるのは「組合は」と、同法第五十一条の八第一項中「施行地区となるべき区域を管轄する市町村長に、当該規程及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない」とあるのは「当該規程及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない」と、同法第五十五条第四項中「都道府県知事は」とあるのは「指定都市の市長は」と、「都道府県が」とあるのは「指定都市が」と、同法第七十五条中「区画整理会社は都道府県知事及び市町村長」とあるのは「区画整理会社は指定都市の市長」と、「国土交通大臣及び都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第一百三十三条第三項中「区画整理会社、市町村」とあるのは「区画整理会社」と、同法第四項中「都道府県知事は」とあるのは「指定都市の市長は」と、「都道府県が」とあるのは「指定都市が」と、同法第二百二十三条第一項中「都道

第三十九条第一項後段、第四十五条第二項後段、第五十五条第一項後段、第八十六条第二項並びに第九十七条第一項後段の規定は、これを適用しない。

3 第一項の場合においては、土地区画整理法第九条第三項、第二十一条第三項及び第三十九条第四項中「国土交通大臣及び関係市町村長に」とあるのは「国土交通大臣に」と、同法第十一条第七項中「国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を經由して」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより」と、同法第二十条第一項中「施行地区となるべき区域（同項に規定する認可の申請にあつては、施行地区）を管轄する市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない」とあるのは「当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない」と、同法第二十九条第一項中「組合は、施行地区を管轄する市町村長を經由して」とあるのは「組合は」と、同法第五十五条第四項中「都道府県知事は」とあるのは「指定都市の市長は」と、「都道府県が」とあるのは「指定都市が」と、同法第七十五条中「組合は都道府県知事及び市町村長」とあるのは「組合は指定都市の市長」と、「国土交通大臣及び都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第一百三十三条第三項中「個人施行者、組合、市町村又は機構等は」とあるのは「個人施行者又は組合は」と、同法第四項中「都道府県知事は」とあるのは「指定都市の市長は」と、「都道府県が」とあるのは「指定都市が」と、同法第二百二十三条第一項中「対し、都道府県知事は個人施行者、組合又は市町村に對し、市町村長は」とあるのは「対し、指定都市の市長は」と、土地区画整理法施行令第一条の二中「第九条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）  
）、第二十一条第三項、第三十九条第四

府県知事は個人施行者、組合、区画整理会社又は市町村に対し、市町村長は」とあるのは「指定都市の市長は」と、土地区画整理法施行令第一条の二中「第九条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第三十九条第四項、第五十一条の九第三項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、「とあるのは「第四条第一項、第十条第一項、第十四条第一項若しくは第三項、第三十九条第一項、第五十一条の二第二項又は第五十一条の十第一項の規定による認可をした場合においては、遅滞なく、施行地区又は設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧場所及び縦覧時間を公告した上で、その図書を公衆の縦覧に供し、法」とする。

4  
略

（土地区画整理事業に関する事務）

第七百七十四条の四十九の十八 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する土地区画整理事業に関する事務は、土地区画整理法及び土地区画整理法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第三条第四項若しくは第五項又は第三条の二若しくは第三条の三の規定により都道府県若しくは中核市若しくは国土交通大臣又は独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係る事務（中核市が施行する土地区画整理事業に係る同法第七十六条の規定による許可等に関する事務を除く。）並びに同法第四十一条第四項（同法第七十八条第四項及び第一百条第七項において準用する場合を含む。）の規定による滞納処分<sup>（一）</sup>の認可及び同法第二百二十七条の二第一項の規定による審査請求の裁決で中核市がした処分に係るものに関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第百

項、「とあるのは「第四条第一項、第十条第一項、第十四条第一項若しくは第三項又は第三十九条第一項の規定による認可をした場合においては、遅滞なく、施行地区又は設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧場所及び縦覧時間を公告した上で、その図書を公衆の縦覧に供し、法」とする。

4  
略

（土地区画整理事業に関する事務）

第七百七十四条の四十九の十八 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する土地区画整理事業に関する事務は、土地区画整理法及び土地区画整理法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第三条第三項若しくは第四項又は第三条の二若しくは第三条の三の規定により都道府県若しくは中核市若しくは国土交通大臣又は独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係る事務（中核市が施行する土地区画整理事業に係る同法第七十六条の規定による許可等に関する事務を除く。）並びに同法第四十一条第四項（同法第七十八条第四項及び第一百条第七項において準用する場合を含む。）の規定による滞納処分<sup>（一）</sup>の認可及び同法第二百二十七条の二第一項の規定による審査請求の裁決で中核市がした処分に係るものに関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第百



七十四条の三十九第二項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、土地区画整理法第九条第三項、第二十一条第三項、第三十九条第四項及び第五十一条の九第三項中「国土交通大臣及び関係市町村長に」とあるのは「国土交通大臣に」と、同法第十条第七項中「国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより」と、同法第二十条第一項中「施行地区となるべき区域（同項に規定する認可の申請にあつては、施行地区）を管轄する市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない」とあるのは「当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない」と、同法第二十九条第一項中「組合は、施行地区を管轄する市町村長を経由して」とあるのは「組合は」と、同法第五十一条の八第一項中「施行地区となるべき区域を管轄する市町村長に、当該規準及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない」とあるのは「当該規準及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない」と、同法第七十五条中「区画整理会社は都道府県知事及び市町村長」とあるのは「区画整理会社は中核市の市長」と、同法第二百二十三条第一項中「都道府県知事は個人施行者、組合、区画整理会社又は市町村長に対し、市町村長は」とあるのは「都道府県知事は中核市に対し、中核市の市長は」と、土地区画整理法施行令第一条の二中「第九条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第三十九条第四項、第五十一条の九第三項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、」とあるのは「第四条第一項、第十条第一項、第十四条第一項若しくは第三項、第三十九条第一項、」

七十四条の三十九第二項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、土地区画整理法第九条第三項、第二十一条第三項及び第三十九条第四項中「国土交通大臣及び関係市町村長に」とあるのは「国土交通大臣に」と、同法第十一条第七項中「国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより」と、同法第二十条第一項中「施行地区となるべき区域（同項に規定する認可の申請にあつては、施行地区）を管轄する市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない」とあるのは「当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない」と、同法第二十九条第一項中「組合は、施行地区を管轄する市町村長を経由して」とあるのは「組合は」と、同法第七十五条中「組合は都道府県知事及び市町村長」とあるのは「組合は中核市の市長」と、同法第二百二十三条第一項中「都道府県知事は個人施行者、組合又は市町村長に対し、市町村長は」とあるのは「都道府県知事は中核市に対し、中核市の市長は」と、土地区画整理法施行令第一条の二中「第九条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第三十九条第四項、」とあるのは「第四条第一項、第十条第一項、第十四条第一項若しくは第三項又は第三十九条第一項の規定による認可をした場合においては、遅滞なく、施行地区又は設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧場所及び縦覧時間を公告した上で、その図書を公衆の縦覧に供し、法」とする。

、第五十一条の二第一項又は第五十一条の十第一項の規定による認可をした場合においては、遅滞なく、施行地区又は設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧場所及び縦覧時間を公告した上で、その図書を公衆の縦覧に供し、法」とする。

3  
略

(土地区画整理事業に関する事務)

第七百七十四条の四十九の二十の二 地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の規定により、特例市が処理する土地区画整理事業に関する事務は、土地区画整理法及び土地区画整理法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務(同法第三条第四項若しくは第五項又は第三条の二若しくは第三条の三の規定により都道府県若しくは特例市若しくは国土交通大臣又は独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係る事務(特例市が施行する土地区画整理事業に係る同法第七十六条の規定による許可等に関する事務を除く。))並びに同法第四十一条第四項(同法第七十八条第四項及び第一百十条第七項において準用する場合を含む。)の規定による滞納処分の認可及び同法第二百二十七条の二第一項の規定による審査請求の裁決で特例市がした処分に係るものに関する事務を除く。)とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第七百七十四条の三十九第二項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。))は、特例市に関する規定として特例市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、土地区画整理法第九条第三項、第二十一条第三項、第三十九条第四項及び第五十一条の九第三項中「国土交通大臣及び関係市町村長に」とあるのは「国土交通大臣に」と、同法第十

3  
略

(土地区画整理事業に関する事務)

第七百七十四条の四十九の二十の二 地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の規定により、特例市が処理する土地区画整理事業に関する事務は、土地区画整理法及び土地区画整理法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務(同法第三条第三項若しくは第四項又は第三条の二若しくは第三条の三の規定により都道府県若しくは特例市若しくは国土交通大臣又は独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係る事務(特例市が施行する土地区画整理事業に係る同法第七十六条の規定による許可等に関する事務を除く。))並びに同法第四十一条第四項(同法第七十八条第四項及び第一百十条第七項において準用する場合を含む。)の規定による滞納処分の認可及び同法第二百二十七条の二第一項の規定による審査請求の裁決で特例市がした処分に係るものに関する事務を除く。)とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第七百七十四条の三十九第二項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。))は、特例市に関する規定として特例市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、土地区画整理法第九条第三項、第二十一条第三項及び第三十九条第四項中「国土交通大臣及び関係市町村長に」とあるのは「国土交通大臣に」と、同法第十一条第七項中「国土交通

一条第七項中「国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を經由して」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより」と、同法第二十条第一項中「施行地区となるべき区域（同項に規定する認可の申請にあつては、施行地区）を管轄する市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない」とあるのは「当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない」と、同法第二十九条第一項中「組合は、施行地区を管轄する市町村長を經由して」とあるのは「組合は」と、同法第五十一条の八第一項中「施行地区となるべき区域を管轄する市町村長に、当該規準及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない」とあるのは「当該規準及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない」と、同法第七十五条中「区画整理会社は都道府県知事及び市町村長」とあるのは「区画整理会社は特例市の市長」と、同法第二百二十三条第一項中「都道府県知事は個人施行者、組合、区画整理会社又は市町村村に対し、市町村長は」とあるのは「都道府県知事は特例市に対し、特例市の市長は」と、土地区画整理法施行令第一条の二中「第九条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第三十九条第四項、第五十一条の九第三項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、」とあるのは「第四条第一項、第十条第一項、第十四条第一項若しくは第三項、第三十九条第一項、第五十一条の二第二項又は第五十一条の十第一項の規定による認可をした場合においては、遅滞なく、施行地区又は設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧場所及び縦覧時間を公告した上で、その図書を公衆の縦覧に供し、法」とする。

3  
略

別表第二 第二号法定受託事務(第一条関係)

省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を經由して」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより」と、同法第二十条第一項中「施行地区となるべき区域（同項に規定する認可の申請にあつては、施行地区）を管轄する市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない」とあるのは「当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない」と、同法第二十九条第一項中「組合は、施行地区を管轄する市町村長を經由して」とあるのは「組合は」と、同法第七十五条中「組合は都道府県知事及び市町村長」とあるのは「組合は特例市の市長」と、同法第二百二十三条第一項中「都道府県知事は個人施行者、組合又は市町村村に対し、市町村長は」とあるのは「都道府県知事は特例市に対し、特例市の市長は」と、土地区画整理法施行令第一条の二中「第九条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第三十九条第四項、」とあるのは「第四条第一項、第十条第一項、第十四条第一項若しくは第三項又は第三十九条第一項の規定による認可をした場合においては、遅滞なく、施行地区又は設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧場所及び縦覧時間を公告した上で、その図書を公衆の縦覧に供し、法」とする。

3  
略

別表第二 第二号法定受託事務(第一条関係)

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

略		略	政令
略	<p>土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）</p>	略	事務
略	<p>この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 第一条の二に規定する事務（個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）</p> <p>二 第三条に規定する事務（法第二十条第一項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）又は第五十一条の八第一項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。）</p> <p>三 第六条第三項及び第六十八条に規定する事務</p>	略	事務

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

略		略	政令
略	<p>土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）</p>	略	事務
略	<p>この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 第一条の二に規定する事務（個人施行者、組合、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）</p> <p>二 第三条に規定する事務（法第二十条第一項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。）</p> <p>三 第六条第三項及び第六十八条に規定する事務</p>	略	事務

改 正 案	現 行
<p>（法第二十二條第一項に規定する特別の事由）</p> <p>第五條 法第二十二條第一項に規定する政令で定める特別の事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九條の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三條第四項若しくは第五項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）に基づく住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>二 四 略</p>	<p>（法第二十二條第一項に規定する特別の事由）</p> <p>第五條 法第二十二條第一項に規定する政令で定める特別の事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九條の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三條第三項若しくは第四項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）に基づく住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>二 四 略</p>

七 奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一（第一条関係）

別表第一（第一条関係）

事業の区分		道路	事業の区分	道路
		一般	一般	一般
		国道	国道	国道
県道	略	(一) 新設又は改築 (土地区画整理法) 昭和二十九年法律第 百十九号) 第三条第 四項及び第五項の規 定による土地区画整 理事業に係るもの並 びに道路整備費の財 源等の特例に関する 法律施行令(昭和三 十四年政令第十七号 ) 第二条第一項各号 に掲げるものを除く 。	十分の八	十分の八
(一) 新設又は改築 (土地区画整理法第 源等の特例に関する法律施	略	十分の七(道路整備費の財	略	十分の七(道路整備費の財

事業の区分		道路	事業の区分	道路
		一般	一般	一般
		国道	国道	国道
県道	略	(一) 新設又は改築 (土地区画整理法) 昭和二十九年法律第 百十九号) 第三条第 三項及び第四項の規 定による土地区画整 理事業に係るもの並 びに道路整備費の財 源等の特例に関する 法律施行令(昭和三 十四年政令第十七号 ) 第二条第一項各号 に掲げるものを除く 。	十分の八	十分の八
(一) 新設又は改築 (土地区画整理法第 源等の特例に関する法律施	略	十分の七(道路整備費の財	略	十分の七(道路整備費の財

略			
略			市町 村道
略	略	<p>(一) 新設又は改築 (土地区画整理法第 三条第四項及び第五 項の規定による土地 区画整理事業に係る もの並びに道路整備 費の財源等の特例に 関する法律施行令第 二条第一項各号に掲 げるものを除く。)</p>	略
略	略		十分の六
略	略		<p>行令第三条第一号の規定に より国土交通大臣が指定す る道路に係るものにあつて は、十分の七・五)</p>

  

略			
略			市町 村道
略	略	<p>(一) 新設又は改築 (土地区画整理法第 三条第三項及び第四 項の規定による土地 区画整理事業に係る もの並びに道路整備 費の財源等の特例に 関する法律施行令第 二条第一項各号に掲 げるものを除く。)</p>	略
略	略		十分の六
略	略		<p>行令第三条第一号の規定に より国土交通大臣が指定す る道路に係るものにあつて は、十分の七・五)</p>

改 正 案

現 行

（土地区画整理法を準用する場合の読替え）  
 第三十五条 法第六十六条の規定による土地区画整理法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（土地区画整理法を準用する場合の読替え）  
 第三十五条 法第六十六条の規定による土地区画整理法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	略	第七十二条第一項、 第九十一条第一項、 第九十二条第一項	読み替えられる字句	略	第三条第四項若しくは 第五項、第三条の 二又は第三条の三の 規定により施行する 土地区画整理事業	読み替える字句	略	新都市基盤整備事業に おける土地整理	新都市基盤整備法第二 十五条第一項において 準用する第五十五条第 九項（同条第十三項に おいて準用する場合を 含む。）の規定による
読み替える規定	略	第七十二条第一項、 第九十一条第一項、 第九十二条第一項	読み替えられる字句	略	第三条第三項若しくは 第四項、第三条の 二又は第三条の三の 規定により施行する 土地区画整理事業	読み替える字句	略	新都市基盤整備事業に おける土地整理	新都市基盤整備法第二 十五条第一項において 準用する土地区画整理 法第五十五条第九項（ 同条第十三項において 準用する場合を含む。 ）の規定による
略	第八十三条		略	第七十六条第一項各 号に掲げる		略	第八十三条		
略	第八十三条		略	第七十六条第一項各 号に掲げる		略	第八十三条		



略	第百十條第四項	第百十條第三項及び第八項	第百三條第三項	略	第八十八條第六項、第九十五條第七項、第九十八條第三項、第百十條第五項	略
略	同條第四項若しくは第五項、第三條の二又は第三條の三の規定による施行者	第三條第二項から第五項まで、第三條の二又は第三條の三の規定による施行者	個人施行者、組合、 区画整理会社、市町村又は機構等	略	第三條第四項若しくは第五項、第三條の二又は第三條の三の規定による施行者	略
略	施行者	施行者	市町村	略	施行者	略

略	第百十條第四項	第百十條第三項及び第八項	第百三條第三項	略	第八十八條第六項、第九十五條第七項、第九十八條第三項、第百十條第五項	略
略	同條第三項若しくは第四項、第三條の二又は第三條の三の規定による施行者	第三條第二項から第四項まで、第三條の二又は第三條の三の規定による施行者	個人施行者、組合、 市町村又は機構等	略	第三條第三項若しくは第四項、第三條の二又は第三條の三の規定による施行者	略
略	施行者	施行者	市町村	略	施行者	略

(土地区画整理法施行令を準用する場合の読替え)  
 第三十六条 この政令において次の表の上欄に掲げる土地区画整理法施行令の規定を準用する場合には、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	第一条の二	略	略
略	法第九条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第三十九条第四項、第五十一条の九第三項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第六十九条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第七十一条の三第十一項（同条第十五項において	略	新都市基盤整備法第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、

(土地区画整理法施行令を準用する場合の読替え)  
 第三十六条 この政令において次の表の上欄に掲げる土地区画整理法施行令の規定を準用する場合には、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	第一条の二	略	略
略	法第九条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第三十九条第四項、第五十五条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第六十九条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第七十一条の三第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）、	略	新都市基盤整備法第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、

略	第四条第一項各号列記以外の部分	第四条見出し	第三条	第三条（見出しを含む。）	
略	事業計画	事業計画又は規程若しくは	略	事業計画又は規程若しくは施行規程	準用する場合を含む。
略	施行計画	施行計画又は	略	施行計画	

  

略	第四条見出し及び第一項各号列記以外の部分		第三条	第三条（見出しを含む。）	
略	事業計画		略	事業計画又は施行規程	
略	施行計画		略	施行計画	

九 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>（縦覧手続等を省略することができる事業計画の修正又は変更）</p> <p>第八条 特定土地区画整理事業の事業計画の修正又は変更のうち、土地区画整理法第五十五条第六項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第七十一条の第三第十項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の政令で定める軽微な修正又は同法第三十九条第二項、第五十一条の第十第二項、第五十五条第十三項若しくは第七十一条の三第十五項の政令で定める軽微な変更は、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第四条第一項に規定するもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>（事務所備付簿書）</p> <p>第三十条 法第七十一条において準用する土地区画整理法第八十四条第一項の政令で定める簿書については、土地区画整理法施行令第七十二条（第三号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>（土地区画整理法を準用する場合の読替え）</p> <p>第四十九条 法第九十九条の規定による土地区画整理法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>一 法第二十条第四項において準用する場合</p>	<p>（縦覧手続等を省略することができる事業計画の修正又は変更）</p> <p>第八条 特定土地区画整理事業の事業計画の修正又は変更のうち、土地区画整理法第五十五条第六項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第七十一条の第三第十項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の政令で定める軽微な修正又は土地区画整理法第三十九条第二項、第五十五条第十三項若しくは第七十一条の三第十五項の政令で定める軽微な変更は、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第四条第一項に規定するもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>（事務書備付簿書）</p> <p>第三十条 法第七十一条において準用する土地区画整理法第八十四条第一項の政令で定める簿書については、土地区画整理法施行令第七十二条の規定を準用する。</p> <p>（土地区画整理法を準用する場合の読替え）</p> <p>第四十九条 法第九十九条の規定による土地区画整理法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>一 法第二十条第四項において準用する場合</p>				
<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字</p>	<p>読み替える字句</p>

第九十五条第七項	
第三條第四項若しくは第五項	句
第三條第四項	

二 法第二十一条第二項において準用する場合

読み替える規定	
読み替えられる字句	第一百八条第一項 第三條第四項若しくは第五項
読み替える字句	第三條第四項

三 五略

六 法第五十一条において準用する場合

読み替える規定	
読み替えられる字句	第二十一条第七項 略
読み替える字句	略
	、第四項の公告があるまでは組合の組合員

第九十五条第七項	
第三條第三項若しくは第四項	句
第三條第三項	

二 法第二十一条第二項において準用する場合

読み替える規定	
読み替えられる字句	第一百八条第一項 第三條第三項若しくは第四項
読み替える字句	第三條第三項

三 五略

六 法第五十一条において準用する場合

読み替える規定	
読み替えられる字句	第二十一条第七項 略
読み替える字句	略
	、第四項の公告があるまでは組合の組合員

読み替える規定	七 法第五十七条において準用する場合				第三十九条第二項	成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、同条第三項の認可に係る第三項の公告があるまでは事業計画をもつて、組合員
	略	略	第二十一条第一項、第二項	第十九条の二の規定は事業基本方針の変更についての認可を受けて事業計画を定めようとする組合員について、第二十条		
	略	略	第二十一条第一項	第二十条		
読み替えられる字						
読み替える字句						

読み替える規定	七 法第五十七条において準用する場合				第三十九条第二項	成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、同条第三項の認可に係る第一項の公告があるまでは事業計画をもつて、組合員
	略	略		第一項、第二項		
	略	略		第一項		
読み替えられる字						
読み替える字句						

八 法第六十二条において準用する場合

略	第六十五条第一項	略	読み替える規定
略	第三条第四項	略	句 読み替えられる字
略	法第二十九条第三項	略	読み替える字句 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置

略	第六十五条第一項	略	
略	第三条第四項	略	句
略	法第二十九条第三項	略	読み替える字句 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置

八 法第六十二条において準用する場合

略	第六十五条第一項	略	読み替える規定
略	第三条第三項	略	句 読み替えられる字
略	法第二十九条第三項	略	読み替える字句 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置

略	第六十五条第一項	略	
略	第三条第三項	略	句
略	法第二十九条第三項	略	読み替える字句 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置

九略

十 法第七十一条において準用する場合

第七十八条第四項		略	第七十七条第七項	第七十七条第三項			略	読み替える規定
第四十一条	、組合及び区画整理会社	略	、組合又は区画整理会社	略	略	略	略	読み替えられる字句
第四十一条(第二項を除く。)	及び組合	略	又は組合	略	略	略	略	読み替える字句

九略

十 法第七十一条において準用する場合

第七十八条第四項		略	第七十七条第三項			略	読み替える規定
第四十一条		略	略	略	略	略	読み替えられる字句
第四十一条(第二項を除く。)		略	略	略	略	略	読み替える字句



略	第七十九条第一項		
略	第三條第四項若しくは第五項、第三條の二又は第三條の三	準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「組合」とあるのは、「組合又は区画整理会社」と、同条第二項中「定款」とあるのは「定款又は規準」と、同条第四項中「組合の理事」とあるのは「組合の理事又は区画整理会社の代表者」と読み替えるものとする	組合又は区画整理会社
略	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第三項	準用する	組合
略	第七十九条第一項		
略	第三條第三項若しくは第四項、第三條の二又は第三條の三		
略	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第三項		

十一 法第七十二条第二項において準用する場合

略	第八十五条第五項	第八十五条第四項	第八十四条第一項
略	次条第五項、第八十五条の三第四項、第八十五条の四第五項及び本章第二節から第六節までの規定	、規程又は施行規程	略
略	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第六章第三節第二款から第四款までの規定（同法第八十三条において準用する第三章第七節の規定を除く。）	又は施行規程	略

略	第八十五条第五項	第八十四条第一項
略	次条第五項、第八十五条の三第四項、第八十五条の四第五項及び本章第二節から第六節までの規定	略
略	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第六章第三節第二款から第四款までの規定（第八十三条において準用するこの法律第三章第七節の規定を除く。）	略

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十六条第二項	、組合又は区画整理会社	又は組合

十二 法第七十九条第二項において準用する法第二十条第四項において準用する場合

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十五条第七項	第三條第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第三項
略	略	略

十三 法第八十条第三項において準用する場合

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十六条第三項	第三條第四項若し	大都市地域における住

十一 法第七十九条第二項において準用する法第二十条第四項において準用する場合

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十五条第七項	第三條第三項若しくは第四項、第三条の二又は第三条の三	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第三項
略	略	略

十二 法第八十条第三項において準用する場合

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十六条第三項	第三條第三項若し	大都市地域における住

十四 法第八十一条第二項において準用する場合

	略	略	くは第五項、第三条の二又は第三条の三	宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第三項
	略	略	くは第四項、第三条の二又は第三条の三	宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九条第三項

読み替える規定	第九十七条第一項後段	第九十七条第三項	第五十一条の六の規定は換地計画を変更しようとする区画整理会社について、第八十六条第四項	第五十一条の六中「施行地区となるべき区域」とあるのは「換地計画に係る区域」と、第	第八十六条第四項	第八十八条第二項中「その換地計画」とあるのは、
読み替えられる字句	、組合又は区画整理会社				又は組合	
読み替える字句						

<p>第八十八条第六項、 第九十一条第一項、 第九十二条第一項、 第九十五条第七項</p>	<p>第八十八条第一項 第五十一条の六</p>	<p>換地計画について 認可を申請しよう とする個人施行者 について、第五十 一条の六の規定は 換地計画について 認可を申請しよう とする区画整理会 社</p>	<p>読み替える規定</p>	<p>八十八条第二項中 「その換地計画」 とあるのは</p>
			<p>読み替えられる字 句</p>	
<p>第九十一条第一項、 第九十二条第一項、 第九十五条第七項</p>	<p>同条第一項</p>	<p>換地計画について認 可を申請しようとする 個人施行者</p>	<p>読み替える規定</p>	<p>十三 法第八十二条第一項において準用する場合</p>
			<p>読み替えられる字 句</p>	

<p>第八十八条第六項、 第九十一条第一項、 第九十二条第一項、 第九十五条第七項</p>	<p>第三条第三項若し くは第四項、第三 条の二又は第三 条の三</p>	<p>大都市地域における住 宅及び住宅地の供給の 促進に関する特別措置 法第二十九条第三項</p>	<p>読み替える規定</p>	<p>十三 法第八十二条第一項において準用する場合</p>
			<p>読み替えられる字 句</p>	
<p>第九十一条第一項、 第九十二条第一項、 第九十五条第七項</p>	<p>同条第一項</p>	<p>換地計画について認 可を申請しようとする 個人施行者</p>	<p>読み替える規定</p>	<p>十五 法第八十二条第一項において準用する場合</p>
			<p>読み替えられる字 句</p>	

<p>第百八条第二項</p>	略	第百三条第三項	略	第九十八条第三項、 第百八条第一項、第 百九条第一項、第百 十条第五項	略	読み替える規定	<p>十六 法第八十三条において準用する場合</p>	略
	略	区画整理会社、市 町村又は機構等	略	第三条第四項若し くは第五項、第三 条の二又は第三条 の三	略	読み替えられる字 句		略
	第三条第四項又は 第五項の規定によ る施行者	略	市町村、独立行政法人 都市再生機構又は地方 公社	略	大都市地域における住 宅及び住宅地の供給の 促進に関する特別措置 法第二十九条第三項	略		読み替える字句

<p>第百八条第二項</p>	略	第百三条第三項	略	第九十八条第三項、 第百八条第一項、第 百九条第一項、第百 十条第五項	略	読み替える規定	<p>十四 法第八十三条において準用する場合</p>	略
	略	又は機構等	略	第三条第三項若し くは第四項、第三 条の二又は第三条 の三	略	読み替えられる字 句		略
	第三条第三項又は 第四項の規定によ る施行者	略	、独立行政法人都市再 生機構又は地方公社	略	大都市地域における住 宅及び住宅地の供給の 促進に関する特別措置 法第二十九条第三項	略		読み替える字句

第百十条第四項	第三條第二項の規定による施行者は、定款で定めるところにより、同条第三項の規定による	第三條第二項の規定による施行者は、定款で定めるところにより、同条第三項の規定による	略	略	略	法第二十九条第三項の規定による施行者（都府県及び市町村に限る。）
			略	略	略	法第二十九条第三項の規定による施行者（都府県及び市町村に限る。）

第百十条第四項	第百十条第四項及び第七項	第三條第二項	略	略	略	法第二十九条第三項の規定による施行者（都府県及び市町村に限る。）
			略	略	略	法第二十九条第三項の規定による施行者（都府県及び市町村に限る。）

	略	第百十條第六項	第百十條第七項
<p>施行者は規準で定めるところにより、同条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三</p>	略	略	<p>第三條第二項又は第三項</p> <p>準用する。この場合において、第四十一條第一項及び第三項中「組合」とあるのは「組合又は区画整理会社」と、同条第四項中「組合の理事」とあるのは「組合</p>
<p>款で定めるところにより、同条第三項</p>	略	略	<p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十九條第二項</p> <p>準用する</p>

	略	第百十條第六項
	略	略
	略	略



略	
略	の理事又は区画整理会社の代表者」と読み替えるものとする
略	

十七 略

十八 法第百一条において準用する場合

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	略	略	略
第百二十八条第一項	略	略	略	略	略
第百二十八条第三項及び第四項	、組合又は区画整理会社	又は組合	略	略	略
第百二十八条第四項	第二十一条第三項若しくは第四項	第二十一条第三項	略	略	略
	、第五十一条の九第三項（第五十一条の十第二項において準用する場合	若しくは第五十五条第九項	略	略	略

略
略
略

十五 略

十六 法第百一条において準用する場合

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	略	略
第百二十八条第一項	略	略	略	略
第百二十八条第四項	第三項若しくは第四項	第三項	略	略
	、第六十九条第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は	又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五十九条第十	略	略

略			
略	画整理会社 個人施行者又は区	、第六十九条第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第七十一条の三第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の公告（第二十一条第三項の公告にあつては、第十四条第一項の規定による認可に係るものに限る。）	を含む。）第五十五条第九項
略	個人施行者	又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五十九条第十一项（同条第十五項において準用する場合を含む。）の公告	
略			
略		第七十一条の三第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の公告（第二十一条第三項の公告にあつては、第十四条第一項の規定による認可に係るものに限る。）	
略			一 項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の公告
第百三十条第一項			
略	第八條（第十條第三項において準用する場合を含む。）第十八條（第	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第四十二条第一項並	
略	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第四十二条第一項並		
略			
略			
略			

第百三十四条	第百三十二条			
略	第五十条第五項、第五十一条の十三第三項、第五十一条の十三第三項	第二項	、第六十三条第一項	三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第五十一条の六（第五十一条の十第二項、第八十八条第一項及び第九十七条第三項において準用する場合を含む。）
略	第五十条第五項	含む。）	並びに第六十三条第一項	びに同法において準用する第八条（第十条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）

第百三十四条		
略		三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項
略		びに同法において準用するこの法律第八条（第十条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）

(土地区画整理法施行令を準用する場合の読替え)  
 第五十条 この政令において次の表の上欄に掲げる土地区画整理法施行令の規定を準用する場合には、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条の二		
<p>法第九条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第三十九条第四項、第五十一条の九第三項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第六十九条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第七十一条の三第十一項</p>	<p>法第九条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第三十九条第四項、第五十一条の九第三項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第六十九条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第七十一条の三第十一項</p>	<p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第三十六条において準用する土地区画整理法第九条第三項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第三十六条において準用する土地区画整理法第十条第三項において準用する場合を含む。）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十一条第三項若しくは第三十九条第</p>

(土地区画整理法施行令を準用する場合の読替え)  
 第五十条 この政令において次の表の上欄に掲げる土地区画整理法施行令の規定を準用する場合には、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条の二		
<p>法第九条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第三十九条第四項、第五十五条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第六十九条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第七十一条の三第十項（同条第十五項において準用する場合を含む。）</p>	<p>法第九条第三項（法第十条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第三十九条第四項、第五十五条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第六十九条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第七十一条の三第十項（同条第十五項において準用する場合を含む。）</p>	<p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第三十六条において準用する土地区画整理法第九条第三項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第三十六条において準用する土地区画整理法第十条第三項において準用する場合を含む。）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十一条第三項若しくは第三十九条第</p>



第六十八条	第六十条第一項	第四十八条第二項、 第五十七条第三項第 三号、第七十三条第 四号
含む。)又は法第 五十一条の七第一 項(法第五十一条 の十第二項におい て準用する場合を 含む。)	略	略
含む。)	略	略

第六十条第一項	第四十八条第二項、 第五十七条第三項第 三号、第七十三条第 三号
略	略
略	略

改 正 案	現 行
<p>（法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について不動産の権利に関する登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業 土地区画整理組合又は同法第三条第一項若しくは第三項の規定による施行者</p> <p>四 略</p>	<p>（法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について不動産の権利に関する登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業 土地区画整理組合又は同法第三条第一項の規定による施行者</p> <p>四 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第三条 法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しよつとする当該各号に定める者とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業 土地区画整理組合又は同法第三条第一項若しくは第三項の規定による施行者</p> <p>四 略</p>	<p>（法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第三条 法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しよつとする当該各号に定める者とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業 土地区画整理組合又は同法第三条第一項の規定による施行者</p> <p>四 略</p>



改 正 案	現 行
<p>（縦覧手続等を省略することができる被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の修正又は変更）</p> <p>第六条 被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の修正又は変更のうち、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第六項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第七十一条の第三十項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の政令で定める軽微な修正又は同法第三十九条第二項、第五十一条の第十二項、第五十五条第十三項若しくは第七十一条の三第十五項の政令で定める軽微な変更は、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第四条第一項に規定するもののほか、法第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による申出が少なかったことに伴う復興共同住宅区の縮小で、縮小された面積の合計が当初事業計画において定めようとし、又は定めた復興共同住宅区の面積からその十分の一以上を減ずることとならないものとする。</p>	<p>（縦覧手続等を省略することができる被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の修正又は変更）</p> <p>第六条 被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の修正又は変更のうち、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第六項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第七十一条の第三十項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の政令で定める軽微な修正又は土地区画整理法第三十九条第二項、第五十五条第十三項若しくは第七十一条の三第十五項の政令で定める軽微な変更は、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第四条第一項に規定するもののほか、法第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による申出が少なかったことに伴う復興共同住宅区の縮小で、縮小された面積の合計が当初事業計画において定めようとし、又は定めた復興共同住宅区の面積からその十分の一以上を減ずることとならないものとする。</p>

改正案

現行

別表第一（第一条、第三条、第六条関係）

別表第一（第一条、第三条、第六条関係）

略	略	略	略
事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
八 法第二条 第二項第一 号に掲げ る事業の種 類	土地区画整理 法（昭和二十 九年法律第百 十九号）第二 条第一項に規 定する土地区 画整理事業で ある事業（都 市計画法（昭 和四十三年法 律第百号）の 規定により都 市計画に定め られ、かつ、 施行区域の面 積が百ヘクタ	土地区画整理 法第二条第一 項に規定する 土地区画整理 事業である事 業（都市計画 法の規定によ り都市計画に 定められ、か つ、施行区域 の面積が七十 五ヘクタール 以上百ヘクタ ール未満であ るものに限る 。）	事業主体が国土交 通大臣以外の者で ある場合につき、 土地区画整理法第 四条第一項、第十 条第一項、第十四 条第一項若しくは 第三項、第三十九 条第一項、第五十 一条の二第一項、 第五十一条の第十 一項、第五十二条 第一項、第五十五 条第十二項、第七 十一条の二第一項 又は第七十一条の

略	略	略	略
事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
八 法第二条 第二項第一 号に掲げ る事業の種 類	土地区画整理 法（昭和二十 九年法律第百 十九号）第二 条第一項に規 定する土地区 画整理事業で ある事業（都 市計画法（昭 和四十三年法 律第百号）の 規定により都 市計画に定め られ、かつ、 施行区域の面 積が百ヘクタ	土地区画整理 法第二条第一 項に規定する 土地区画整理 事業である事 業（都市計画 法の規定によ り都市計画に 定められ、か つ、施行区域 の面積が七十 五ヘクタール 以上百ヘクタ ール未満であ るものに限る 。）	事業主体が国土交 通大臣以外の者で ある場合につき、 土地区画整理法第 四条第一項、第十 条第一項、第十四 条第一項若しくは 第三項、第三十九 条第一項、第五十 一条の二第一項、 第五十二条第一項、 第五十五条第十二項、 第七十一条の第二 一項又は第七十一 条の三第十四項

略			
略	ール以上であるものに限る。		
略			三第十四項
略			

別表第四（第十四条関係）

一 法第三十三条第二項第一号の法律の規定であつて政令で定めるもの	土地改良法第八条第四項（同法第四十八条第九項（同法第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）又は同法第九十五条第三項、第九十五条の二第三項若しくは第九十六条の二第五項において準用する場合を含む。）、鉄道事業法第八条第二項（同法第九条第二項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）又は同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）、航空法第三十九条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）並びに土地区画整理法第九条第一項（同法第十条第三項において準用する場合を含む。）、同法第二十一条第一項（同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第五十一条の九第一項（同法第五十一条の十第二項において準用す
----------------------------------	---

略			
略	ール以上であるものに限る。		
略			
略			

別表第四（第十四条関係）

一 法第三十三条第二項第一号の法律の規定であつて政令で定めるもの	土地改良法第八条第四項（同法第四十八条第九項（同法第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）又は同法第九十五条第三項、第九十五条の二第三項若しくは第九十六条の二第五項において準用する場合を含む。）、鉄道事業法第八条第二項（同法第九条第二項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）又は同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）、航空法第三十九条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）並びに土地区画整理法第九条第一項（同法第十条第三項において準用する場合を含む。）及び同法第二十一条第一項（同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）
----------------------------------	--

略	略	
略	略	) 。C。D。E。F。G。H。I。J。K。L。M。N。O。P。Q。R。S。T。U。V。W。X。Y。Z。